

静岡県公安委員会規則第2号

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成29年3月7日

静岡県公安委員会委員長 諏訪部 敏之

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則
(静岡県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 静岡県道路交通法施行細則(昭和35年静岡県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別記様式第5、別記様式第12及び別記様式第12の3を次のように改める。

別記様式第5（第12条関係）

講 習 申 出 書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住 所

ふりがな
氏 名

男・女

大・昭・平 年 月 日生 (歳)

道路交通法第108条の2第1項第3号の規定による講習を受けたく申し出ます。

免許の種類	普通車以上・自動二輪車・原付 ※ 所持する運転免許に○を付けてください。
-------	---

停止等の期間	年 月 日から	日間
--------	---------	----

手数料欄（県証紙貼付欄）

別記様式第12（第17条関係）

整理番号	・号
安全運転管理者の選任・解任・届出事項の変更 届出書	
年 月 日	
静岡県公安委員会 殿	
ア 安全運転管理者 副安全運転管理者	を選任・解任
したので、お届けします。	
届出事項（イ、エ、カ、ケ、コ）を変更	
イ 届出者（使用者）	届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名
印	印
住 所	〒 電話（ ）
	FAX（ ）
ケ 使用の本拠	名 称 位置（所在地） （〒）（電話）
メ 勤務形態等	業種別 1官公署 2公社・公団等 3農業 4林業 5漁業 6鉱業 7建設業 8製造業 9卸売・小売業 10不動産業 11金融・保険業 12運輸業 13電気・ガス業 14通信業 15サービス業 16代行業 17その他 具体的な職業（ ）例 菓子屋等
コ 使用の本拠における自動車台数・運転者数	乗 用 大型 中型 準中型 普通 貨 物 大型 中型 準中型 普通 大型特殊 小型特殊 自二 計
サ 免許の種類 免許年月日 免許証番号 交付年月日 交付公安委員会名	大型 中型 準中型 普通 大特 二種 一種 二種 一種 二種 一種 二種 一種 けん引 大自二 普自二 小型特殊 人數
シ 勤務形態等の経歴	解任年月日 年 月 日
ス 勤務形態等の経歴	氏 名 解任事由 1死亡 2退職 3転任 4解任命令 5その他（ ）
ス 勤務形態等の経歴	勤務期間 ～ ～ ～ 勤務所名 職 名 ～ ～ ～
備 考	※旧整理番号 ・号 安全運転管理者等としての 講習の受講経験（有・無）

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。

(事業所コード)

2 ◎印の欄は、副安全運転管理者の届出の際に記載すること。

3 ※の欄は、申請者は記載しないこと。

別記様式第12の3 (第17条の3関係)

車両台数等届出書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

届出者(使用者)

住所・氏名又は名称

(印)

年1月1日現在の自動車台数及び運転者数を次のとおりお届けします。

自動車の使用の本拠の位置及び名称	(電話)											
安全運転管理者	氏名	(歳)			職務上 の地位							
自動車台数	乗用				貨物				大 特	小 特	自 二	計
	大型	中型	準 中型	普通	大型	中型	準 中型	普通				
運転者数	大型	中型	準 中型	普通	大特		けん 引	大 自 二	普 自 二	小 殊	計	
	二種	一種		二種	一種	二種						一種

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。

(自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部改正)

第2条 自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年静岡県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(免許試験を円滑にするための措置) 第6条 公安委員会は、免許試験等を円滑に実施するため、次に掲げる措置をとることができる。 (1)～(3) (略) (4) <u>指定自動車教習所</u> の卒業証明書を有する者に対して、試験の日時及び場所を指定すること。 (5) <u>法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当する者の申請に基づき、試験の日時及び場所を指定すること。</u> (運転免許試験の申請) 第9条 (略) 2 (略) 3 受験者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、申請書類等に、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) (略) (2) <u>法第96条の3第1項又は第2項に該当する者取消処分者講習終了証明書</u> (3)～(8) (略) (試験の順序等) 第17条 (略) 2 <u>前項の順序によりがたい事情があるときは、学科試験を適性試験の前に行なうことができる。</u> (技能試験官の指定の取消し) 第22条 技能試験官が次の各号のいずれかに該当するに至った場合においては、その指定を取り消すものとする。 (1) (略) (2) <u>技能試験官としての職務を行わなくなつ</u>	(免許試験を円滑にするための措置) 第6条 公安委員会は、免許試験等を円滑に実施するため、次に掲げる措置をとることができる。 (1)～(3) (略) (4) <u>県外に所在する指定自動車教習所</u> の卒業証明書を有する者に対して、試験の日時及び場所を指定すること。 (運転免許試験の申請) 第9条 (略) 2 (略) 3 受験者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、申請書類等に、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) (略) (2)～(7) (略) (試験の順序等) 第17条 (略) (技能試験官の指定の取消し) 第22条 技能試験官が次の各号のいずれかに該当するに至った場合においては、その指定を取り消すものとする。 (1) (略) (2) <u>退職し、又は技能試験官としての職務を行わなくなつ</u>

<p>た場合 (技能試験及び技能の確認等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 技能試験及び規則第28条の2に規定する技能再試験は、規則第24条に定める基準のほか、別に定める技能試験実施基準によって行うものとする。</p> <p>4 法第97条の2第2項の規定による外国の行政庁の免許を有する者に対する運転技能の確認は、前項の基準に準じて行うものとする。</p> <p>(更新の申請)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>更新日等</u>における年齢が70歳以上の者、<u>優良運転者</u>（法第92条の2第1項の表備考1の2に規定する者をいう。）にあっては、いずれかの警察署に更新申請書等を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(申請用写真)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該更新を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請用写真を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>清水警察署蒲原分庁舎</u>、<u>袋井警察署森分庁舎</u>又は<u>天竜警察署水窪分庁舎</u>に申請しようとする場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>(講習の受講期限等の指定)</p> <p>第36条 公安委員会は、第34条の規定により免許証の更新の申請を行った者で、法第108条の2第1項第11号に規定する講習（以下「講習」という。）を受けなければならない者が、</p>	<p>行うことが困難となった場合 (技能試験の実施方法)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(更新の申請)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>更新期間が満了する日</u>における年齢が70歳以上の者及び<u>優良運転者</u>（法第92条の2第1項の表備考1の2に規定する者をいう。）にあっては、いずれかの警察署に更新申請書等を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(申請用写真)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該更新を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請用写真を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>下田警察署松崎分庁舎</u>、<u>清水警察署蒲原分庁舎</u>、<u>袋井警察署森分庁舎</u>又は<u>天竜警察署水窪分庁舎</u>に申請しようとする場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>(講習の受講)</p> <p>第36条 公安委員会は、第34条の規定により免許証の更新の申請を行った者で、法第108条の2第1項第11号に規定する講習（以下「講習」という。）を受けなければならないもの</p>
--	--

申請を行った当日に講習を受けることができないときは、講習を受けるべき期限の日及び場所を別に定めるところにより指定するものとする。

が、申請を行った当日に講習を受けることができないときは、改めて講習を受講するよう指導するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第2号、様式第3号、様式第3号の2、様式第3号の3、様式第10号、様式第19号、様式第21号及び様式第24号を次のように改める。

様式第2号（第8条関係）

静岡県公安委員会 殿

運転免許審査・限定解除等登録票

資料区分	58									手続年月日	年 月 日	
登録番号												
免許証番号												
フリガナ												
氏名	氏		名									
生年月日	□□年□□月□□日生								性別	男	女	
										1	2	

太枠の中を記入してください。

本籍・国籍				
住所	郵便番号	□□□-□□□□	電話番号	—
	静岡県			
受験する免種	普通(MT・AT)、原付 ※ 上記免種は○で囲んでください。	普通(MT・AT)、原付以外の免種の場合は、右側空欄に記入してください。	(MT・AT)	

最終的な 免許の条件	

現 在 の 免 許 の 条 件	

練習方法

審査コード	準中型5t解除	準中型AT解除 (5t残存)	中二5t解除	中二AT解除 (5t残存)	中型AT解除 (8t残存)	中型8t解除 その他条件解除	二輪条件変更	普通AT解除	二輪AT解除
	1	2	3	4	5	6	7	8	9

(記入要領)

太枠内のみ記入してください。

- 1 免許証番号 免許証番号12桁を記入してください。

2 氏　　名 氏名の漢字は略字を用い正しく記入してください。
ふりがなはカタカナで記入してください。

3 生年月日 年月日は全て2桁で記入してください。 (例) 1月 → 月

4 性　　別 該当する数字を○で囲んでください。

5 本籍・住所 都道府県名から記入してください。
字数が多い場合でも省略せず全て(アパート・マンション名、部屋番号等も)記入してください。

6 郵便番号 7桁を枠内に記入してください。

7 電話番号 市外局番から記入してください。

8 受験する免種 受けようとする免許の種類が普通(MT・AT)、原付のときは、○で囲み、それ以外の免許の種類の場合は記入してください。

静岡県公安委員会 殿													
運転免許受験票													
資料区分	新規	併記	特新	無条件			結合	手続年月日	年月日				
	24	44	20	29	49	25	26						
登録番号								氏名記号					
免許証番号 (免許証を持っている方)										写真欄 縦 3.0cm 横 2.4cm 6か月以内に撮影した写真			
フリガナ													
氏名	氏	名											
生年月日	年月日生						性別	男	女				
								1	2				
本籍・国籍													
住所	郵便番号 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>					電話番号	- -						
	静岡県												
受験する免種	普通(MT・AT)、原付 ※ 上記免種は○で囲んでください。				普通(MT・AT)、原付以外の免種の場合 は、右側空欄に記入してください。				(MT・AT)				
免許の条件													
視力	裸眼	矯正	深視力	1回	mm	視野	左		視力	適・否			
	左			2回	mm		右		聴力	適・否			
	右			3回	mm		計		運動能力	適・否			
	両			平均	mm		検査員						
	免除コード			11	技能免除 (指定校卒)		04	学科免除 (学科合格者)	01	1種免除 (学科免除)	23	学科技能免除 (指定校卒)	21
練習方法			合宿 1	仮免許証 卒業証明書 有効期限					学科 有効期限	[]			
初心運転者標識免除		自二1年以上		自二3年以上									
試験年月日	受験番号	試験年月日	受験番号	試験年月日	受験番号								
備考													
交付手数料		1		2		3		4					

※ 裏面を必ず読み、枠内の署名欄に署名してください。

注 意 事 項

1 取消処分等を受けた方の受験資格

免許の取消処分、拒否処分、6月を超える運転禁止処分を受けた方（免許の失効などによりこれらの処分を受けなかった方を含みます。）が、再び免許を取得しようとする場合は、過去1年以内に「取消処分者講習」を受講していなければ免許試験（仮免を除く。）を受けることができません。

※ 処分は旧姓時の処分も含みます。詳しくは、運転免許センターにご相談ください。

2 無免許運転、その他交通違反等による累積点数のある方

これまでの交通違反等による累積点数が処分点に達している方は、免許試験に合格しても免許の拒否処分や保留処分を受けることがあります。

免許の拒否処分を受けると、「取消処分者講習」を受講しなければ免許試験を受験することができないことになります。

※ 詳しいことは、運転免許センターにご相談ください。

3 受験票取扱上の注意

受験票を紛失すると、免許試験を最初から受け直さなければならない場合がありますので、大切に保管してください。

上記「注意事項」の内容はわかりました。

署名 _____

免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの（提示）

●健康保険の被保険者証

●旅券（パスポート）

●個人番号カード

●在留カード・特別永住者証明書

●官公庁が法令の規定により交付した免許証、許可証又は資格証明書

▲学生証、民間会社の社員証等（ ）

（注）学校や勤務先に電話等により照会するなどして、本人であることが確認できた場合のみ受験可能である。

確認者印

様式第3号の2(第9条関係)

(表面)

運転免許受験票(特定失効者用) 運転免許申請書 静岡県公安委員会 殿 申請日 年 月 日	第1 資料区分	第2 資料区分					無条件 登録	事後修正			
	特新	住変	本変	住本	転入住変	転入住本	特新	生変	氏変	免修	
	20	51	54	55	A1	A5	25	50	52	39	
	受験者登録番号						氏名コード				

【申請日、赤枠内及び別紙質問票を記入してください。】

失効免許証番号										写真欄	
フリガナ										縦 3.0cm 横 2.4cm	
氏名	氏	名									
生年月日	年 月 日生					性別	男	女	6か月以内に撮影した写真		
1	2										

本籍・国籍											
住所	郵便番号 □□□-□□□□				電話番号		— —				
静岡県											
受験する免種	普通(MT・AT)、原付				普通(MT・AT)、原付以外の免種の場合				(MT・AT)		
※ 上記免種は○で囲んでください。											

免許の条件										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

視力	裸眼	矯正	深視力	1回	mm	視野	左		視力	適	・	否	
	左			2回	mm		右		聽力	適	・	否	
	右			3回	mm		計		運動能力	適	・	否	
	両			平均	mm		検査員						

練習方法	9949	同時照会の有無	有 1	無 0	管轄警察署	受験番号		
------	------	---------	--------	--------	-------	------	--	--

免除コード	22				24			
特失効	3				2	A		
理由	6か月以内				6か月以内			
	やむを得ず以外 (うつかり失効)	今回のみ やむを得ず			今回・前回 やむを得ず	今回・前回・前々回 やむを得ず		

免除コード	24							
特失効	4	5	6	B				
理由	やむを得ず以外(うつかり失効で失効後やむを得ない理由有)	6か月超3年以内 今回のみ やむを得ず			今回・前回 やむを得ず	今回・前回・前々回 やむを得ず		

やむを得ない場合(理由あり)の証明書類											
出国・出航	通院・入院			在監・在所			その他				
パスポート	医師による診断書			在監等証明書							

初心者標識免除	1有 0無	自二1年以上	1可 0不可	自二3年以上	1可 0不可	
外国免許証発給国				発給年月		

講習	優良	免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの				
	一般	健康保険の被保険者証・個人番号カード・旅券(パスポート)・在留カード・特別永住者証明書・社員証・学生証・危険物取扱者免状・電気工事士免状その他公的資格を証するもの				
	初回					
	違反					
	高齢 (70歳以上)					
		()	確認者			

ICカード免許証の暗証番号

暗証番号1 □□□□

暗証番号2 □□□□

※ 裏面を必ずお読みください。

(裏面)

注 意 事 項

下記に該当する方は、試験に合格しても免許証の交付を受けることができないことがあります。

記

- ・交通事故、交通違反等による累積点数のある方
(過去の交通違反等による累積点数が処分点に達している方)
- ・免許失効後に無免許運転をした方
- ・再試験の対象者で受験をされていない方

心当たりのある方は、事前に運転免許センターの窓口に申し出るか、電話で受験相談をしてください。

講習手数料 (優良・一般・ 違反・初回)				
受験手数料				
交付手数料				

様式第3号の3(第9条関係)

(表面)

運転免許受験票(特定取消処分者用) 運転免許申請書 静岡県公安委員会 殿 申請日 年 月 日	第1 資料区分	第2 資料区分					無条件 登録	事後修正			
	特新	住変	本変	住本	転入住変	転入住本	特新	生変	氏変	免修	
	20	51	54	55	A1	A5	25	50	52	39	
	受験者登録番号						氏名コード				

【申請日、赤枠内及び別紙質問票を記入してください。】

取消免許証番号						写 真 欄				
フリガナ										
氏 名	氏	名								
生年月日	年 月 日生				性別	男	女	6か月以内に撮影した写真		
					1	2				

本籍・国籍									
住所	郵便番号 □□□-□□□□			電話番号	- - -				
	静岡県								
受験する免種	普通(MT・AT)、原付 ※ 上記免種は○で囲んでください。			普通(MT・AT)、原付以外の免種の場合 は、右側空欄に記入してください。			(MT・AT)		

免許の条件									

視力	裸眼	矯正	深視力	1回	mm	視野	左		視力	適	・	否
	左			2回	mm		右		聽力	適	・	否
	右			3回	mm		計		運動能力	適	・	否
	両			平均	mm		検査員					

練習方法	9949	同時照会の 有無	有 1	無 0	管轄警察署			受験番号
------	------	-------------	--------	--------	-------	--	--	------

免除コード	24								
特失効	7	8	9	C					
理由	3年以内								
	取消免許のみ	取消免許・1つ前失効	取消免許・1つ前失効・2つ前失効	取消免許・1つ前失効 2つ前失効・3つ前失効					

証明書類	医師による診断書・その他()									
------	-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

初心者標識免除	1有 0無	自二1年以上	1可 0不可	自二3年以上	1可 0不可	
外国免許証発給国			発給年月			

講習	優良	免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの					ICカード免許証の暗証番号		
	一般	健康保険の被保険者証・個人番号カード・旅券(パスポート)・在留カード・特別永住者証明書・社員証・学生証・危険物取扱者免状・電気工事士免状その他公的資格を証するもの					暗証番号1 □□□□		
	初回						暗証番号2 □□□□		
	違反								
	高齢 (70歳以上)	()	確認者						

※ 裏面を必ずお読みください。

注 意 事 項

下記に該当する方は、試験に合格しても免許証の交付を受けることができないことがあります。

記

- ・交通事故、交通違反等による累積点数のある方
(過去の交通違反等による累積点数が処分点に達している方)
- ・免許取消後に無免許運転をした方
- ・再試験の対象者で受験をされていない方

心当たりのある方は、事前に運転免許センターの窓口に申し出るか、電話で受験相談をしてください。

講習手数料 (優良・一般・ 違反・初回)				
受験手数料				
交付手数料				

様式第10号（第10条関係）

静岡県公安委員会 殿

運転免許審査・限定解除等受験票

資料区分	58				手続年月日	年 月 日	
登録番号							
免許証番号							
フリガナ							
氏名	氏	名					
生年月日	年 月 日生			性別	男	女	
				1	2		

本籍・国籍							
住所	郵便番号 □□□-□□□□			電話番号	— —		
	静岡県						
受験する免種	普通(MT・AT)、原付			普通(MT・AT)、原付以外の免種の場合は、 ※ 上記免種は○で囲んでください。			(MT・AT)

最終的な 免許の条件								
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--

免除コード	11	技能免除 (指定校卒)						
-------	----	----------------	--	--	--	--	--	--

練習方法				合宿				
				1				

審査コード	準中型5t解除 (5t残存)	準中型AT解除 (5t残存)	中二5t解除	中二AT解除 (5t残存)	中型AT解除 (8t残存)	中型8t解除 その他条件解除	二輪条件変更	普通AT解除	二輪AT解除
	1	2	3	4	5	6	7	8	9

試験年月日	受験番号	試験年月日	受験番号	試験年月日	受験番号

備考					
----	--	--	--	--	--

免許証の 交付年月日 照会番号	□□年□□月□□日 一□□□□□□				
-----------------------	-------------------	--	--	--	--

様式第19号（第29条関係）

初心運転者講習移送通知書

静公委（運免）第 号
年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会 印

次の者について、初心運転者講習移送通知書を送付する。

住 所			
氏 名			
生 年 月 日	年	月	日 (歳)
免 許 証 番 号	第 号 年 月 日	公安委員会	
講 習 の 種 類	普通免許 準中型免許 大型二輪免許 普通二輪免許 原付免許		
講習をしようとする理由			
備 考			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第21号 (第32条関係)

再 試 験 に 係 る 処 分 通 知 書

静公委(運免) 第 号
年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会 印

貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する次の者に対し、再試験に係る運転免許の取消処分を行ったので、道路交通法第104条の2の2第7項の規定に基づき通知する。

住 所			
氏 名	年 月 日 生		
運 転 免 許 の 種 類			
免 許 証 番 号	第	号	年 月 日 公安委員会
取 消 し に 係 る 免 許 の 種 類	普通免許 準中型免許 大型二輪免許 普通二輪免許 原付免許		
処 分 の 理 由			
備 考			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第24号 (第39条関係)

(表面)
運転経歴証明書再交付申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

※ 太枠内を記載してください。

フリガナ	氏名	名	生年 月日	1	2	3	4	年	月	日
氏名				明治	大正	昭和	平成			
住所	郵便番号 - 静岡県 電話番号 () -									

※ 現に受けている運転経歴証明書に記載されている事項に変更がある場合は次に記載してください。

現運に転受経け歴て証い明る書	氏名						申請用写真貼付
	生年月日						
	住所						

資料区分	(36) B9	県内								県外転入						
		生変		住変		氏変		住氏変		住変		住氏変				
		50		51		52		53		A1		A3				
現有経歴証明状況	免許証番号											再交付年月日				
													1 亡失 2 汚損			
免許証種別	大型	中型	準中型	普通通	大型特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大型二	中型二	普通二	大型二	け引二	
交付年月日	年月日				照会番号								登録年月日			

証紙貼付欄

区分	1 : 優良 2 : 一般 3 : 違反	身分確認方法	住民票・保険証 本人申立 その他 ()	確認者印
----	----------------------	--------	----------------------------	------

(注) 様式の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏面)

運転経歴証明書（亡失・滅失）てん末書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

亡失・滅失年月日時	年 月 日 午 (前後)	時 分 から	年 月 日 午 (前後)	時 分 までの間
亡失・滅失の場所（区間等）				
亡失・滅失運転経歴証明書	交付公安委員会	公安委員会		
	交付年月日	年 月 日		
亡失・滅失の状況				
亡失・滅失の届出の状況	届出の有無	届出年月日	年 月 日	届出先
過去1年以内の再交付回数	0回	1回	2回	3回以上
私は、亡失した運転経歴証明書を発見したときは、速やかに返納することを誓います。				
氏名			印	

(運転免許取得時講習の実施等に関する規則の一部改正)

第3条 運転免許取得時講習の実施等に関する規則（平成6年静岡県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(講習の委託) 第2条 大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、応急救護処置講習（一）、応急救護処置講習（二）、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習（以下「取得時講習」という。）は、法第108条の2第3項及び規則第38条の3の規定に基づき、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が認める機関に委託して行うものとする。	(講習の委託) 第2条 大型車講習、中型車講習、 <u>準中型車講習</u> 、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、応急救護処置講習（一）、応急救護処置講習（二）、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習（以下「取得時講習」という。）は、法第108条の2第3項及び規則第38条の3の規定に基づき、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が認める機関に委託して行うものとする。
(講習指導員の要件) 第6条 講習指導員の要件は、 <u>各講習ごとに</u> 次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3)～(10) (略)	(講習指導員の要件) 第6条 講習指導員の要件は、 <u>講習ごとに</u> 次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>準中型車講習</u> 法第99条の3第4項の規定により <u>教習指導員資格者証（準中型）</u> の交付を受けてい る者 (4)～(11) (略)
(講習受講の申込み) 第9条 取得時講習を受講しようとする者（以下「受講希望者」という。）は、事前に受託機関に対して講習の種別を口頭で申し込むものとする。 受講者は、受講日に <u>大型車講習・中型車講習・普通車講習・大型二輪車講習・普通二輪車講習・応急救護処置講習（一）・応急救護処置講習（二）・大型旅客車講習・中型旅客車講習・普通旅客車講習申込書</u> （別記様式。以下「申込書」という。）に受講手数料相当の	(講習受講の申込み) 第9条 取得時講習を受講しようとする者（以下「受講希望者」という。）は、事前に受託機関に対して講習の種別を口頭で申し込むものとする。 受講者は、受講日に <u>大型車講習・中型車講習・準中型車講習・普通車講習・大型二輪車講習・普通二輪車講習・応急救護処置講習（一）・応急救護処置講習（二）・大型旅客車講習・中型旅客車講習・普通旅客車講習申込書</u> （別記様式。以下「申込書」という。）に

静岡県収入証紙をはり付け、受託機関に提出して受講の申込みを行うものとする。

2 (略)

(講習修了証明書の交付)

第10条 受託機関は、取得時講習を終了した者からの申出により、規則第38条第16項に規定する大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、応急救護処置講習（一）終了証明書、応急救護処置講習（二）終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書又は普通旅客車講習終了証明書を交付するものとする。

受講手数料相当の静岡県収入証紙を貼り付け、受託機関に提出して受講の申込みを行うものとする。

2 (略)

(講習終了証明書の交付)

第10条 受託機関は、取得時講習を終了した者からの申出により、規則第38条第16項に規定する大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、準中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、応急救護処置講習（一）終了証明書、応急救護処置講習（二）終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書又は普通旅客車講習終了証明書を交付するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式を次のとおり改める。

別記様式（第9条関係）（用紙　日本工業規格A4縦型）

番号

年　月　日

大　型　車　講　習
中　型　車　講　習
準　中　型　車　講　習
普　通　車　講　習
大　型　二　輪　車　講　習
普　通　二　輪　車　講　習
応急救護処置講習（一）
応急救護処置講習（二）
大　型　旅　客　車　講　習
中　型　旅　客　車　講　習
普　通　旅　客　車　講　習

申　　込　　書

静岡県公安委員会 殿

道路交通法第108条の2第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に規定する
講習の受講を申し込みます。

住所

氏名

年　月　日　生

手　数　料
(県収入証紙)

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。